

(新) 地方公共団体実行計画実施推進事業費

50百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の概要

平成20年6月に改正された温対法において、都道府県及び特例市以上の地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画を拡充し、区域全体の削減施策の策定が義務付けられ、かつ、都市計画等の関連施策との連携を図ることも求められている。

しかし、集約型・低炭素型都市構造の実現等の対策・施策については、特に都市全体・街区全体を視野に入れた、総合的・複合的な削減効果の推計手法、対策・施策実施手法が未だ確立されておらず、中長期の大幅削減の必要性を踏まえれば、国としても最新の知見を踏まえた実施手法等を検討し、地方公共団体に提示する必要がある。

2. 事業計画

温室効果ガスの削減手法に関し、現在、地方公共団体でほとんど実施されていない取組のうち、大幅な削減効果があると考えられている先進的な対策・施策(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項第3号)について、その削減効果、実施手法等の詳細について調査を行なう。候補となる対策・施策は以下の分野

- 土地利用・交通分野
- 街区・地区単位の対策・施策分野 など

(事業実施期間)平成22から24年度

3. 施策の効果

研究結果を参考として各地方公共団体が実行計画を策定する際に効果的な対策・施策を導入することにより温室効果ガスの削減に寄与する。

地方公共団体実行計画実施推進事業費

背景

平成20年6月に改正された温対法において、都道府県及び特例市以上の地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画を拡充し、区域全体の削減施策の策定が義務付けられ、かつ、都市計画等の関連施策との連携を図ることも求められている。

しかし、集約型・低炭素型都市構造の実現等の対策・施策については、その実施手法が未だ確立されておらず、中長期の大幅削減の必要性を踏まえれば、**国としても最新の知見を踏まえた実施手法等を検討し、地方公共団体に提示する必要がある。**

概要

地方公共団体でほとんど実施されていない取組のうち、大幅な削減効果があると考えられている先進的な対策・施策について、その削減効果、実施手法等の詳細について調査を行なう。

土地利用・交通分野



街区・地区単位の対策・施策分野

